

第58号議案

補助執行の解除について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出します。

令和7年3月17日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

事務委任の協議について

1 趣 旨

令和2年4月1日から教育委員会事務局で補助執行していた銃砲刀剣に関する事務について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事部局から補助執行の解除に関する依頼があった。これを受け、当該事務の補助執行を解除するものとする。

2 解除日

令和7年3月31日

<参 考：地方自治法 抜粋>

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。